

弥生保育所民営化説明会開催報告

令和 7 年 8 月 8 日
弥富市役所児童課

日頃は、弥生保育所の園運営に関しましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

5月17日（土）に開催いたしました弥生保育所民営化説明会（一般市民対象）及び6月7日（土）に開催いたしました弥生保育所民営化保護者説明会の概要を以下のとおりまとめましたので、配布させていただきます。

1 当日の説明内容について（概要）

（1）保育の現状と課題

- ・年齢別就学前児童の推移は、本市の0歳から5歳の児童の人口が年々減少し、令和7年4月1日現在で1,759人となっており、令和2年度と比べ263人減少しています。
- ・市内には、保育所が8施設、認定こども園が2施設あり、保育所は全て市直営、認定こども園は学校法人が運営しています。認定こども園ひのではばたきこども園は、本年度4月からひので保育所が民間移管されたものです。
- ・公立保育所と私立認定こども園（保育部）の入所児童数の推移は、公立保育所は令和2年度と比較し31.5%減少しているのに対し、私立認定こども園（保育部）は74.3%増加しています。これは、公立のひので保育所が私立の認定こども園に移行したことが影響しています。市内全体としては、本市の就学前児童数が減少しているため入所児童数も減少しています。

（2）保育所の民営化の手法

- ・本市の保育所は、直営（公設公営）になります。
民営は、委託（公設民営）と、移管（民設民営）があります。
移管の場合は、民間（私立保育所）となりますが、委託の場合は公立保育所のままとなります。
運営費は、移管の場合には、完全な民間保育所となり、保育所運営費を国・県・市が負担します。
委託の場合は、一般財源で直営だったものが、受託者（指定管理者含む。）に委託料を支払って運営委託することになります。

（3）民営化に対する基本的な方針

- ・実施方針としましては、次のとおりです。
 - ① 公立保育所の民営化を進めるに当たっては、保護者、市民、議会等へ情報提供や協議を行い、説明責任を果たすとともに、不安や懸念の払拭に努め、円滑に移行できるよう十分配慮します。
 - ② 公立保育所の民営化は、単に運営費の削減のみを目的とするのではなく、公立保育所と私立保育所それぞれの役割を十分に発揮し、結果として本市全体の保育水準を高め、保育環境の向上に寄与することを目的とします。



- ③ 現在の公立の8保育所のうち、公立保育所の地域における子育て支援の拠点としての機能と役割を考慮しながら、原則として各小学校区等に一つの公立保育所を配置できるように配慮します。
- ④ 民営化後の移管先の施設整備に係る修繕などの負担を軽減するため、経過年数が少ない保育所を対象とします。
- ⑤ 民営化後の保育所は、認定こども園への移行を前提として、移管先を選定します。
- ・民営化の手法には、「移管」と「委託」がありますが、次の理由により、本市の民営化の手法は、「移管」により行い、民設民営へ移行するものとします。
- ① 「移管」では、公立保育所には対象とならない国・県の負担金の交付対象となりますので、運営費にかかる財源が確保しやすくなります。
- また、施設の増改築や大規模修繕についても、国の補助制度が活用できます。
- ② 「委託」では、多様化する保育ニーズに対応するための保育内容等の変更等でも、運営主体の受託者は市との協議が必要となるなど、民間の特色であるノウハウを活かした迅速かつ柔軟な対応が発揮しにくくなります。また、施設の増改築や大規模修繕は、全額市負担となります。
- ・移管先は、保育運営に実績のある社会福祉法人又は学校法人を対象に公募し、プロポーザル（企画提案）方式とします。
- ・民営化する保育所の土地・建物等については、土地は有償貸与、建物及び備品類は無償譲渡を原則とします。
- ・民営化後の保育内容については、職員配置や設備面等に係る国の基準を遵守し、国が定める保育指針に基づいて保育を行うことを原則とし、移管前に行っていた保育内容は最低限実施するとともに、市民の保育ニーズの把握に努め、それに応えるべく保育サービスの向上を図ります。
- 民営化することによって、保育サービスが低下するようなことはありません。
- ・移管先への引継ぎについては、移管に当たっては、入所児童に配慮し、環境の変化を穏やかにするために、約1年間の引継期間を設けて、保育移管先の保育士と公立保育所の保育士による引継保育を実施します。
- ・民営化後の市の役割については、市は、公立保育所の民営化後も職員が訪問し、移管条件が守られているかどうか等保育所の状況を確認するとともに、施設長等から保育の実施状況等を聴き、必要に応じて指導や助言を行う等、移管後のフォローにも十分配慮します。

（４）各保育所の民営化等の方針

- ・ひので保育所は、令和7年度から既に認定こども園として、学校法人が運営を開始しています。
- ひので保育所と同様に弥生保育所も民営化と同時に認定こども園への移行を前提に移管先を選定します。
- ・弥生保育所、ひので保育所を民営化としたのは、各小学校区等に一つの公立保育所を配置できること、民営化後の移管先の事業者が施設整備に係る修繕などの負担を軽減するため、経過年数が少ない保育所を対象としたためです。
- そのほかの保育所は、公立保育所として継続することとしています。
- ・海部地区の状況は、津島市、愛西市、大治町は、民営化が進んでいます。
- また、私立では、保育所、幼稚園から認定こども園へ移行する事例が増えています。

- ・ 弥生保育所の民営化実施のスケジュールについて、令和 7 年度は、保護者等への説明の他、移管法人候補者の公募、選定委員会の設置、移管法人候補者の決定、また、議会において議案の議決をお願いします。

議案につきましては、民営化に伴い市立弥生保育所を廃止するものです。これは 6 月議会において、議決をいただくようご提案させていただきますが、この議決を受けてから、移管法人候補者の公募等を進めさせていただく予定です。

民営化は、あくまで、議会の議決をいただくことが前提となります。

令和 8 年度は、移管法人等関係機関との調整を随時行い、移管の前年度にあたります令和 9 年度は、土地・建物・備品類の財産処分の手続、引継保育を実施していきます。令和 10 年度からは、民営化の実施となります。

令和 7 年度から 3 年後としたのは、現在の 3 歳児が卒園するまでは、公立に通っていただけるよう配慮したものです。

2 説明会時にいただいたご質問等について

(1) 5月17日(土) 弥生保育所民営化説明会(一般市民対象)

Q1 Q & Aの「民営化した場合、保育士が全員変わって子ども達に影響があるのではないですか。」の質問の回答で「民営化に当たっては、市と移管法人で1年間を目安に引継保育を実施します。」とあり、「移管する前年度の4月に移管法人からも保育士が派遣され、保育を行います。」とありますが、具体的に1年間はどこからどこまでの期間を指すのでしょうか。4月だけですか。5月だけですか。

A1 令和9年度の4月から3月までの1年間を引継保育の期間としていますので、1年間一緒に公立の保育士と一緒に保育をしていただき、令和10年の4月から新しい移管法人の方の保育士さんでやっていただく形になりますが、1年間一緒にやっていただきますので、お子さんたちには全く違う知らない保育士が対応するということはありません。

Q2 保護者として一番気になるところは、公立の保育所のいいところは、先生方も公務員で、安定した立場で保育の質が保たれ、携わってくださるということで、保護者としてはありがたいと思っています。

それを民営化するということで、保育の質が変わらないようにすると書いてありますが、すごくありがたいと思っています。7ページの「移管前の行っていた保育内容は最低限実施する」と書いてあって、具体的にどういうものであって、どういうふうにそれが最低限実施されているということを保証できるのか。そこを具体的に約束してくださるのか。具体的な方策について、もう少しご説明いただきたいと思います。

それから13ページのQ & Aのところにもありました保育士の数が減ることではない、保育士の数が定められていると書いてありますが、現在、定員が200人ぐらいのところ、保育士さん、正規、非正規合わせて30人少しいらっしゃると思いますが、それが国の基準で決まっていると思いますが、そこが下回ることはありませんか。

A2 今の保育の質の継続ですが、1年前から各学年、1人ずつ移管される法人から入っていただいて、弥富市の保育というものをよく理解していただくということと、募集の条件の中でも、そのような引継ぎというような内容も入っていますので、協定とかでお約束をしておいて、それを移管後も市が関与します。保護者の代表の方も入っていただいて、三者協議会で協議をして、ちゃんと引き継がれているかどうかというのを確認していきます。

保育士の数の基準ですが、国、県の基準、これは最低基準であり、現実には、弥生保育所も加配を付けて、人数で表すと基準よりも、多めに入って保育しています。そういったことも引き継ぎ、そういうお子様には加配を付けていただくように、募集の条件にもなっていますので、それもちょうど確認します。

3年先ですので、お子さんの状況によって今いる30人の増減があるかも知れませんが、それは最低基準を守りながら、加配の増減はあるということですので、今の加配を付けている基準というのは、引き継いでいただきたいと考えています。

Q3 やっぱりこういう説明会に来させてもらうと、引継ぎがどうなるのかとか、保育士がどれだけとか、やっぱり弥生保育所が太分大変だということもありますので、今後どうなっていくのかというのを知ることでは、非常にありがたかったなというふうに思いますが、第一にこの説明会の重要さ自体を、この役員の方たちがどこまで重要だと思ってみえるのか、この説明会の重要性ってどれぐらい認識されてみえますか。

A3 このような説明会をさせていただいた後には、また具体的に保育所の方に入って説明をさせていただくことになりますが、このような具体的な方針を市が決めてからでないと、皆様の方に具体的にお示しをすることができないということから、まず、こういうことでしっかりと皆様の方に説明させていただこうと思っています。

今回のことに関しましては、広報等でも、保育所の方でもご案内をさせていただいて、今日の日を迎えたわけですが、今後とも、弥富市公立保育所民営化基本方針に基づいて、具体的な考え方を提示させていただきながら、保護者の皆様のご意見を伺うよう進めて参ります。

保護者の皆様には、民営化の取組に当たり、現在の保育の維持よりも、できる限り向上を目指すこと、また、移管時における子どもの環境変化に対する最大限の配慮を行うことなどの取組を一緒に作り上げて参ります。

保育所の運営に必要なことに関しましては、市は積極的に調整に入り、円滑な引継ぎ、そして保護者の皆様の不安を少しでも取り除いて、進めて参りますので、また必要なご意見もお寄せいただきながら、一緒に考えていければと思っています。

Q4 住んでいる我々であったり、意見を集約しながらということで市の方で考えてくださっていますし、6ページの方にも、情報共有とか協議を行い、そこまで入れてもらっていますので、それはそうなのかと思いましたが、この説明会は、どういうふうに周知をされましたか。

A4 5月号の市の広報、それからホームページの方で掲載させていただいておりますとともに、弥生保育所の方でも掲示をさせていただきました。

Q5 お世話になっている保護者の面から見ますと、今後どうなっていくんだろうということを気になっている保護者の方はいっぱいみえると思います。

この説明会がありますというのが、例えばホームページであったり、自分らも弥生保育所の掲示板を見て来させていただいたんですけど、やっぱり関係する保護者の方全員に、こういう説明会があるということは、本来は、伝わらないといけないと思います。

それが今回、保護者の皆様に伝わったとお考えでしょうか。

A5 広報、ホームページ、掲示を見られない方もあるかも知れませんが、個別に文書をお渡しするとか、「すぐーる」とかを使ってのご連絡を考えて参ります。

Q6 6ページの「情報提供や協議を行い、説明責任を果たすとともに不安や懸念の払拭を努め」と書いてありますが、これは本当に今回守れたのか。今回のこの説明会にかける思いというのが本当にあったのか。

どこまでやるかはそれぞれだとは思いますが、それこそ自分の子どもみたいにまだ弥生保育園でお世話になっていく中で、民営化があるってなった時に、そのことをもっと早く知っておきたかったという保護者がみえるんじゃないかと思うんですけど、これが例えば、保育園の先生にはご負担をかけますが、これが必ず保護者向けに渡るようになるか、そういうのが、なかった理由を教えていただきたいと思います。

A6 今回の説明会につきまして、周知が足りなかったことは本当に申し訳なかったと思っています。今回の説明会の今日お配りした資料、それから保護者の皆様にご意見をお伺いする場として、この後、弥生保育所の在園児の方の保護者の皆様に、資料とアンケートの配布をさせていただく予定でいます。



(2) 6月7日(土) 弥生保育所民営化保護者説明会(午前の部)

Q7 民営化実施のスケジュールですが、ここで法人の公募となっていますが、この公募が、もし成立しなかった場合、スケジュールは後ろ倒しになるという考えでよろしいのでしょうか。それとも公募なのでもうほぼ決定していますか。

A7 公募は、必ず応募があるとは限りません。

応募がなかった場合、先例の事例では、再公募をしてみえるところもあります。ご指摘のようにそういった再公募で移管先が決まらなければ、後ろの方にずれていくということになります。

Q8 民営化されるにあたって、例えば今まで受け入れてくださった保育の児童の人数が減る、受入れの人数が減るということはあるですか。

A8 受入児童数につきましては、現状の範囲を下回ることのないように、移管法人の方とも協定という形でお約束をさせていただきますので、受入れ人数が減るとか、定員数が減るということはありません。

Q9 そこにプラス、幼稚園部の募集をされて、今よりも定員の人数が増えるという形ですか。今のこの弥生保育所の定員よりもさらに増えて、児童が受け入れられるという形ですか。

A9 ひのではばたきこども園の例でいきますと、今までが保育所ですので、2号、3号がほとんどで230人の定員は維持していただいて、プラス3歳、4歳、5歳で8人ずつの1号認定の定員をプラスして、受入れをお願いしているところです。

Q10 民営化後の市の役割の部分で、移管条件が守られていくかどうか、状況確認って書いてありますが、ひのではばたきこども園ではどれぐらいの頻度で行われているのでしょうか。

A10 4月に移管したばかりですが、現状がどうなっているかということで、現場の確認とか、そういったことはもう既にしていますし、例えば、加配の保育士さんが今までいたのにいなくなることがないように、そういったことの確認はしています。

今後は、三者協議会が設置してありますので、その中に保護者の代表の方と法人も入っていただいて市と三者で協議していくという場を今後設けていく予定でいます。

まだ、その三者協議会については移管後、開いてはおりませんが、市として現場の確認は行っています。

Q11 保護者としては、民営化後の保育士さんの数がぎりぎりになってしまったり、経費削減みたいなことがあって、子どもの保育の質が、保育士さんが減れば、落ちるんじゃないかっていうのが一番気になる場所ですので、今日の説明でより以前よりクリアに説明していただいて、今されている加配がそのまま維持できるように、民営化後も動いていただけるってということで、それはすごく安心材料だなと思いました。

実際の今年度から民営化されているひのではばたきこども園の例がどうなっているのかが気になって以前の説明会の後に教えていただいた人数があります。それを見てみますと、やっぱり1人当たりの保育士さんがみている子どもの数っていうのが、0歳児クラスだけは維持されているみたいですが、民営化以前の公立の頃だったころに比べて、保育士さん1人当たりの子どもの数が、1人1.5人から2人ぐらい増えています。

つまり、保育士さんの負担が増えて、それだけ目が配られているのかが保護者としてはちょっと不安になるような現状になっているという印象を受けました。

その分その年齢にとらわれず何か流動的に見ている保育士さんもいらっしゃるってことだったんですが、担任としてしっかり特定の子どもたちを見ている先生方が減っているっていうことには変わりはないと思います。

そういう同じ人数の子どもをみる保育士さんが減らないように、この弥生保育所の場合は、きちんとしていていただけるのか確認したいというのが質問の一つです。

さっき市として目を配っていくって話もありましたが、実際ひのの方で保育士さんの年齢別、同じ人数の子ども当たりの保育士の数がちょっと減っているんじゃないかっていう現状がある中で、市としてどういうふうに動いていかれるのか具体的に何か動きについても聞かせていただきたいと思います。

A11 1番目のご質問ですが、加配の関係でひのではばたきこども園については確認したということとありますが、もちろん、弥生保育所の移管後につきましても、移管前から注意して見ておりますし、協議もしてきちんとするようにさせていただきたいと思っています。

2番目のご質問で若干1人当たりの保育士さんの人数が減っているんじゃないかというご指摘ですが、年度が変わりますと、お子さんの状況も変わります。

5歳児の方が卒園されて、一つずつ繰り上がっていくわけですが、その時の加配を付けたほうがいいという判断をした子どもさんの数にもよって数が変わりますので、一概にこの3月と4月を比較して、減ったとは言えないかと思います。

例えば、3月にお子さんに付けていた加配の方が、4月でもちゃんと付いていますかというような確認はしていますので、それはしっかりとやっていきたいと思っています。

これは弥生保育所の場合においても、同じように確認をする予定でいます。

Q12 この民営化スケジュールの中の選定委員会の設置とかあったと思いますが、そういう選定に関する委員会の設置だったり、それに関する審議だったり、そういうのは、保護者というか市民も、ある程度透明性があって、みていけるような関係になるのでしょうか。

A12 ひのではばたきこども園の場合ですが、選定委員会につきましては、正副の保護者会の会長さんには入っていただき、それ以外では財務状況を確認する必要もありますので、会計の専門知識をお持ちの方や保育の大学の教授の方などに入っていただいたり、もちろん市側も入りますが、そういった方の中で採点をさせていただいています。

状況については、随時ホームページで、ご報告させていただいています。

具体的にある団体、ある法人さんが何点駄目だったとかそういうような公表はしておりませんが、どのような協議で最終的にここに決まりましたというようなことは公表をさせていただきます。

Q13 今日もこうやって説明会を開いてもらって、このこれだけの保護者の方が来ていただいて、今も質問させてもらっている形になりますが、この質問と、今、市役所の方が答えていただいたものについては、多分議事録か何かを作ってみえると思うのでそういう形でホームページなり何なりに移していただけるとか、広く周知していただけるということはやっていただけますか。

A13 会議録は、今作成しておりますので、要約してホームページの方には載せさせていただく予定でいます。

Q14 6ページですけども、実施方針って書いてあるところに、②の3行目ですね、結果として本市全体の保育水準を高め、保育環境の向上に寄与することを目的としますというところで、民営化をするにあたっての目的が書いてありますが、この保育水準を高め環境の向上に寄与するっていうのはどういう意味なのか。現状の弥生保育園でも、お世話になっていますが、保育水準はそんな低いとは思わないですし、環境もこれだけのものがそろっていますので、高いのかなと思っていますが、これが民営化することによってどう高まって、何に寄与するのか。Q&Aにもメリットとして、迅速に柔軟に対応するって書いてありますが、具体的に何がどう変わるのかっていうのがよくわからなくて、そこを民営化するとこんなところが良くなるんですよってところが見えてこないと、保護者として、じゃあ民営化がいけるよねということじゃないかと思いますが、その目的のところをはっきりさせていただきたいと思います。

A14 私立の観点で、いろいろな教育、保育やってみえるわけですが、本市は今まで公立だけで進めてきた内容で、私立の法人のやってみえる教育、保育の中で、お互いにいいと思うところを取り入れたり、また、認定こども園、私立になりますと、課内事業とか、課外事業とか、そういったこともやっていただけるわけですが、市全体ということではありませんが、その地域の保育水準、サービスが上がるというようなこともあります。

また、公立ですと、何か制度を変えたりとかするときに、予算とか、そういったことも関連してきますが、その点私立の方は、財源があれば迅速に予算的なことも対応していただけるということもあります。

Q15 具体的にどういう例が保育園だとできないことがこんなことができるようになりますかというのを、もう少し具体的に言っていただけますか。

A15 令和元年10月から幼児教育保育の無償化がスタートして、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳のお子様が、すべて利用料が無償化したところです。

そうした中において新たに発生するコストに関しましては、市もできる限り吸収をしてきたわけですが、やはり社会保障費というのは年々右肩上がりになっています。

そうした中、今回の保育所を民営化したわけですが、そうした中において市では土曜日保育、土曜日の午後を保育をしてなかった部分が、土曜日の1日保育を始めさせていただいています。

また、お子様に関する子どもの手当であったり、お子様に対する色々な相談窓口というものも充実させて参りました。

この保育所を民営化することによって浮いた財源を、それぞれの子どもの各種制度であったり、そういうものに振り分けていく中において、民営化する保育所だけではなく、公立保育所も含めたすべての保育所をそうした浮いた財源をもって、それぞれの手当をして参りたいとも考えています。

今市内の保育所では、育休退所があり、2人目のお子様生まれたときに、保育所にいる方に関しましては、要はこの保育所というのは保育に欠ける方を、親御さんが、お勤めをしていただいている、仕事の関係で子どもさんの面倒をみる方ができない方々をお預かりするというのが、保育所になっています。

そういう方に2人目が生まれたときに育児休業を取られて、保育ができる状況になりますので、退所していただくことも、これは制度としてあります。そうしたことも解消して参りたいと考えています。

要は、民に移って民でこの保育所を運営していただければ、その公立保育所にいる保育士は、市の方に引き上げてまいります。

そうするとその保育士が、他の保育所に職員として勤めることができます。そういった中において、職員配置が可能になりますので、そのようなく所も解消して参りたいと考えています。

また、これから色々なお子さんに対するものが要望される制度も増えて参ります。

例えば、病児病後保育というのも、本市では、平成28年ぐらいから始めさせていただいておりまして、病児病後のお子さんを預かれるように、制度も改正し、建物を建てながら、海南病院と連携してやっています。

ファミリー・サポート・センターでは、産前産後のお困りのお母さんのところのお手伝いができるように職員を配置して、そのサービスができるようにさせていただいています。

公立保育所には国からの補助がほとんどありませんが、民営化されますと、その経費の4分の

3ほどが、国、県から補填されることになっています。

そんなところを、この民営化により浮いた財源を、子育て施策に充当して参りたいと考えています。

そして、民営化された保育所だけでなく、その上で浮いた財源がすべての子どもたちに還元できるような施策を展開して参りたいと考えています。

もちろん民営化されたひのではばたきこども園では、英語教室とか体操教室とかをやってもらえるようですので、そのようなお母様方がこども園に迎えに来られた時に、こういう教室やって欲しいな、ああいう制度をやって欲しいということは、保護者会と園の中で決めていただければけっこうです。

お母様方がお迎えに来られた時には、その教室が完了しているってというようなことが一つの民の特徴かなとも思っています。

公立保育所は、どうしても市内すべての保育所が同じ保育指針にも基づいて、同じ内容で保育をさせていただくものですから、どうしても、保護者の方々の意見を反映することが難しい部分もあったり、また、保育所の先生も、私はこんな保育をやりたいと思っても、中々保育所の保育指針の中で市が決めていますので、そういう部分が反映しにくい部分が多々あるかと思います。

これが民になれば、保護者の皆様とこども園で、こういうことをしていただきたいとか、こういう方向に進んでいただけるんでしょうかということが、反映しやすくなるとともに、先生の意見も、園と保護者の皆さんがご了解いただければ、そんな施策も特色ある保育ができると思っております。そうしたことが反映できる民営化の相手を見つけて参りたいと考えています。

民営化の相手が見つからない場合は延期になるでしょうかというご質問もありましたが、そうならないように、市は良い事業者の方に入りやすいようにさせていただいています。

また、建物は無償でというご説明をさせていただきましたが、保育所の民営化において事業者が、手を挙げやすい環境を作って、少しでもよい事業者に、この弥富の民営化の保育所を担っていただきたいということも考えていますので、ご理解いただきながら、また皆様のご意見があれば、私どもの方にお寄せいただければ、私どもの方からそのお答えも、園を通してになるかわかりませんが、返させていただきますので、よりよい民営化後の姿がつかれるように、お力添えをいただければと思っています。



Q16 教室とか、保護者の要望でというのはわかりますが、やっぱり保護者として一番大きなメインとしては、子どもがどう育ってくれるかということかと思います。

教室ができる、できないというのは、おまけみたいなところがあるのかと思います。

そのように考えていくと、今ご説明いただいた大きなメリットとしては、要は財源が確保できるっていうところに執着するということでしょうか。

それで、財源ができるから自分も育休を取らせていただいた身なのでそれがすごく大事なのをよくわかっていますし、そういう財源をどうするのかっていうところが非常に大きな問題であるということは、よく理解していますが、ここの目的としてはその財源を確保するというのが大きな目的で、その財源を使って他のところにまわしていけるように民営化するという話がメインなのかと自分は解釈しましたが、それであっていますか。

A16 お金がすべてではありませんが、今少子高齢化の中におきまして、働く世代の方々がどんどん減っていきまして、そうした中において、今まで以上の、また今までの水準を行政として保つということは、中々大変な状況にあります。

要は働く世代が減って、少子高齢化で高齢者の方々も増えていく中において、行政は、今までの水準を保っていこうと思いますと、どうしてもお金がないときには、行政評価の低いところから、少しずつその部分を減らしていかなければならないってところは、確かにあります。

ただし、そういうことにならないように、要は国、県からのお金をもらうところがしっかりとあって、その維持をしていただける事業者が民の方にあっていただければ、それはそれとしてしっかり市としてはその財源を取りに行かなければならないと考えています。

そうした中において、この民営化された後の保育所の質が下がるのかということにおいては、これは下がりません。

保育の運営に関しては、国の保育指針があり、それぞれの国県市町村の保育に対する基準がありますので、基準はしっかり守っていただく事業者を選定します。今の保育の水準が下がらない事業者を市が見つけ、その運営をしっかり管理していくというのが、市のスタンスです。

従って、お金だけの問題ではありませんが、お金も重要でありますし、今働くお母様方、夫婦共働きのお母様方が増えている中においては、しっかりその要望を汲み取っていくことも非常に大切だと思っています。

先ほど申し上げましたが、どうしても公立の保育所だとすべてが同じ保育指針に基づいて同じような保育をすることしかできません。

そういう中において、民の活力を持って、それぞれ特色を持った保育をしていただくことが、保護者の皆様に対するお返しの部分でもあろうと思っています。

そして、保護者会を作る中において、意見を出していただいて、市はしっかり管理していき、その中で、よりお子様に対する施策が充実できるようにして参りたいと考えています。

Q17 そうなってくるとこの②番の文章はちょっと見えづらいという気がしますので、これは Q & A のところなりなんなりで、もうちょっと要約して書いていただけるといいかなって、そこが見えづらいというのはとても感じるというところと、保育の質は下がりませんと言っていたんで、保護者としては非常に心強いなと思います。ひので保育園の方のデータを見ると、1人当たりの児童に対する職員の数、0歳児は変わりませんが、1歳児だと4.3から5.7ですね、4人から5人、6人の職員しか付けないという状況で、2歳だと4.5から5.4、3歳児だと6.8から8.3、4歳児だと6.2から8.3、5歳児だと8.4から10.0という形で、1人当たりの児童に対する、ここには載っていませんが、職員の方の数が、1人当たりの数が減ってしまうという感じがします。

もちろん、財源が非常に大変な世の中であるということは存じ上げておりますけれども、本当に保護者としては、先ほど言っていたように国の基準を満たすってところが目的ではなくて、今の私たちが弥生保育園で受けさせていただいている保育基準が、この人数が減る1人当たりの職員が減るというのが、この前例に従うのであれば、本当に保育水準は確保できるのかというのを不安に思うのは、保護者として当然なのかと思います。これを踏まえて国の基準ではなくて、この弥生保育園で受けている基準は、ちゃんと別として、押さえますよというところを、確認させてもらえればありがたいなと思います。

A17 ご質問いただいたことに関しましては、要はひので保育所を民営化する前、児童1人当たりの先生の手数は、公立の場合は5.5人に1人です。

民営化された後はどうかといいますと、5.3人に先生が1人という状況になって、0.2人分が減っています。

また、民営化された後の、これは運営方針でもありますが、年齢に固定されない職員が、今の民営化後のひのではばたきこども園では職員さん5人、市では、公立の時には1人でありました。

従って、年齢ごとに割ると、流動的な職員が民営化後は多いので、その年齢に対する保育士の手数が減っているじゃないのかっていう質問ですが、弥富の公立保育所の場合でも、固定されない職員が1人ありますが、どこかのクラスが足らなくなれば、そのクラスから、余裕のあるクラスから抜けて、そのクラスに応援に行くということは、皆様ご承知のことかなと思います。

このクラスで足らなければ、他のクラスから来て、その方が保育のクラスに入るってことは、弥富の保育所でもやっていますので、これは書き方の問題と、運営の方針の部分で違いはあろうかと思いますが、基本的には5.3人と5.5人、民営化前が、公立は5.5人で民営化後は5.3人っていう数字に関しては、あまり大差がないと考えています。

それから先ほど私どもの職員の方から申し上げましたが、この加配の職員というのは、どうしても気にかかる子どもさんですので小さいと特に障害があるないってということではなくて、どうしても気にかかる子っていう子がおみえになります。そうしたことに對して、加配をしています。

年齢が小さいと、障害の判定をするということが中々難しいことですし、そういう判定が出るお子様を見れば、やはり気にかかる子として、市としても加配をしています。

そういうことが民においても、しっかりと加配されていると思っていますので、その数にもよって、加配の数が変わって参りますので、子ども1人当たりに対して、先生が1人っていう基準

は、国の最低の基準ですが、やはりいろんなタイプのお子様もおみえになりますので、一概に比べることはできないというふうに考えています。

いずれにいたしましても、民になってから先生の数が減ってしまって、うちの子どもはしっかり見てもらえないというような事業者は、選定をいたしませんし、そういう選定の際には、保護者の皆様の代表の方も入っていただいて、しっかり業者を選んでいただける体制をとって参りますので、ご安心していただければと思っています。

Q18 結論として、この弥生保育園の保育水準は保っていただけるということでもいいのかどうかというのを、「はい」、「いいえ」で答えていただけるとありがたいです。

A18 保っていくようにさせていただきます。

Q19 6ページの④ですが、経過年数が少ない保育所を対象としますって書いてありますが、非常にこれはわかりやすいなと思うんですけども、逆を言うと、この弥生保育園自体が、人数がやっぱり多いと思います。

2ページの(2)に弥生保育園の入所児童者数は143って書いてあって、他の事業所は130を超えているところがないので、そういうことを考えますと、弥生保育園にお世話になっている方が非常に多いということが考えられると思います。

そう考えたときに、この民営化っていうものを弥生保育園、別に弥生保育園でやること自体が、影響が一番大きい保育園なんじゃないかなっていうふうに考えます。

ひのではばたきこども園さんの方では、まだ今年に入ってスタートしたばかりでカンファレンスもあまりできてないというか、これからやりますっていう状況の中で、メリット、デメリットが弥富市ってまだしっかりと出てきてない中で、この一番影響が大きい保育園でそれを行うということの、メリット、デメリットっていうのははっきりとさせないと、保護者としては非常に不安なところがあるかと思いますが、その点をいかがお考えですか。

A19 比較的新しいところというのは、重要でして古い建物ですと長寿命化工事も必要になりますし、所々傷んできますので、修繕が必要になります。

それで移管した後に、急にここが悪くなったとか色々出てくる可能性がありますので、そういった意味で、新しい保育所を選定しました。

必ずしも民営化になって、先ほども申し上げましたように保育水準が下がるというわけではありませんので、そういった面も含めて、選定させていただきました。

Q20 結論から言うと影響力が大きいかどうかよりも、施設の経過年数で決めたということではなかったですか。

それは保育児童のここの影響よりも、その経過年数が大事なのはわかりますが、経過年数の方が大事だという判断でよろしいですか。

A20 経過年数が大事、保育の水準よりも大事ということではなく、保育水準が下がらないようにしていくと、それを踏まえながら、お子さんの影響がでないように、それが前提であります。

その後で、経過年数とかそういったものもありますので、あくまで子どもさんの保育水準が下がらないということを前提にさせていただきたいと考えています。

Q21 保育園に通っている子どもたちのことをベースとしてって言っていただいたのは非常に安心ですが、だからこそ、今、ひのではばたきこども園が今どういう状況でメリットがどうあってデメリットがどうあったのかっていうことがしっかりと把握された上で、子どもたちにこうやって影響ありませんよというならわかりますが、それがまだされてない時点で子どもたちには影響ありませんよと言われても中々保護者としたら、大丈夫かなってなってしまうんですけども、どこを重要に考えていますか。

A21 民営化後は認定こども園になる予定ですので、これは幼稚園と保育所が一緒になった施設となります。

今この弥生学区は、幼稚園がありませんが、そうした中において、幼稚園に入ることが希望される保護者の方もおみえになります。

また、私的契約児といいまして、保育に欠ける状況にない方が、この弥生保育所で保育を希望される方については、保護者の皆様から、保育料について2ランクアップした料金をいただいています。

そうした方がお見えになりますが、そういうところも解消して参りたいと考えています。

幼稚園ですと、保護者の皆様が保育に欠ける状況になくても、幼稚園は入れます。そして無償となります。

これはもちろん3歳から5歳の方が幼稚園に入るという条件はありますが、幼稚園に入れない方々が市外の方に行ってみえることもあります。

市内に今幼稚園が、二つありますが、これはひので保育所が民営化して、認定こども園になった中において一つ増えました。そういうお母様方のニーズを幼稚園で組み入れるように、幼稚園として運営することによって、保護者の皆様の保育ニーズに少しでも対応できるようにしていきたいと考えています。また、キャパの大きい保育所を対象とすることにより、そういう子どもさんたちを集めやすくなるとも考えています。

そして、やはり保護者の皆様にとっても古い保育所より新しい保育所の方が、やはり望まれるということもあり、事業者の方についても、修繕等々に関して心配のない保育所であれば、良い事業者の方が応募いただけたらと考えています。

Q22 現状でひのではばたきこども園の中で出ている具体的なデメリットを教えてくださいたいのと、それに対して、どういう対応しているのか、市が介入しているのか、保護者が介入しているのか、ひのではばたきこども園だけで処理されて、ここは責任を持って、どういう処理をされたのか、まだ数ヶ月ってお伺いしましたが、初めての取組だと思いますので、何か問題が一切なかったってことはないと思います。そこを具体的に現状でいいので教えてくださいたいと思います。

A22 現状ということではありますが、私どもも現地の方で、そのご責任者の方とか園長とか、お話を聞いております限りは、今のところそういった大きなデメリットといえますか、苦情とかそういったものはないということは確認しております。

従いまして、何か不都合があって、こちらで処理をしたという案件も今のところはありません。

Q23 認定こども園に移行するってことは学校法人とかが入ると思いますが、例えば今は多分、公立の保育園だからその運営方針というのは、市は全部一緒だとは思いますが、その運営方針っていうのがやっぱり合わないこととかも保護者の中では出てくると思います。

例えば合わないっていう時、やっぱりここじゃないってなった時に、公立の保育園は、例えばこの辺だと西部とかで受け入れてもらえたりとかするのか、ひのではばたきこども園の場合は、皆さんが認定こども園に、ほとんどの保護者が、そちらに行っているという状況なのか教えてくださいたいです。

A23 ひのではばたきこども園の場合、私立認定こども園に移管するということで、やはり公立の保育所がいいという方も1名か2名みえました。

それは、移管する前にそのような手続きをされてみえます。

運営方針の件につきましては、基本的に今後審査を行っていく段階で、どのような運営方針でやっていくか。基本的にはこども園になりますとそちらの要領がありまして、保育指針みたいなものでありますが、そういったものに従ってやりますので、逸脱したものではありませんが、具体的などのように運営していくかということを、書類で出していただいて、委員会のメンバーで審査させていただくということになります。

Q24 その運営方針は、提出されたものを私たち保護者も見せていただくっていうか、議事録みたいな形で出てくるっていうことですか。

A24 この運営方針の審査の時の書類というのは膨大な資料でありまして、その内容につきましては、国が定めたものと逸脱したものではありませんが、特色のあることをやりたい場合は、そういったことを加えたりされてみえます。

具体的なものの開示につきましては、提出していただいた法人の意向もありますので、そちらがよければ見ていただくことは可能だと思いますが、ホームページ等で公表しているものではありません。また、移管先の法人が決定した後、法人の運営方針の説明を含めた保護者説明会も予定していますので、そういった場で、法人の運営方針についてご質問いただくことも可能です。

(3) 6月7日(土) 弥生保育所民営化保護者説明会(午後の部)

Q25 直接民営化のことに対しては、今ご説明いただいたことで、特にはありませんが、ちょっと先の話で、今回どうだったかってことをひので保育所の時どうだったかってことを教えていただきたいです。

保育所の募集が毎年11月ぐらいに広報や回覧版で回ると思いますが、移管された後はいつから募集があるよとかいうお知らせは自分でアンテナを張ってないと駄目ですか。

それともこれまでのように広報や回覧で、いつから募集が始まりますよっていうお知らせがありますか。

A25 お知らせの方は、公立保育所と同様に従来通りさせていただきます。

Q26 1点目ですが、6ページの上のスライドにあった、それぞれの役割っていうところで、公立保育所と私立保育所のそれぞれの役割はどういう役割があるのかと思います。

そのよさであったりとか、どのような役割があるのか、その十分発揮される役割って何かとこののを簡単に教えていただきたい。

2点目ですが、先生方の異動が毎年3月ごろにあって、担任の先生が異動されるってことも過去にもあったかと思いますが、運営方針が変わった後は、例えば先生方が民間から派遣されるのであれば、異動はないという状態なんでしょうか。

担任の先生が異動になると、やっぱり寂しいっていう気持ちもありますが、逆にずっといていただけるっていうのも安心に繋がるのかと思ひまして、そういうのがわかれば教えてください。

A26 二つ目の方のご質問の方ですが、担任が異動するかどうかということですが、我々市の職員ですと、少なからず異動は、どのタイミングでもあります。

ただ、保育の現場としては、やはり子どもさんの影響がありますので、なるべく変えないようにっていうことはありますが、1学年ずつ上がりますので、どこかのタイミングでは担任が変わるっていう可能性は、ゼロにはできないのが現状です。

民営化をスタートさせようとする1年前からは、選定された法人の方から保育士さんが派遣されて、1年間、共同保育という形で、その現場や、子どもさんの状況を把握した保育士さんの方にそのまま担任になるようにお願いをしています。

前年度1年間は、そうやって担任に見込まれる保育士さんが、現場の方に入っていて公立保育所の中で、子どもたちの保育を展開していただいて、そのままその方々が保育の担任になっています。

一つ目のご質問ですが、公立保育所と私立の保育所のそれぞれの役割ということですが、公立の保育所としては、弥富市内に公立保育所が今何園かありますが、市としてできる条件のレベルの保育所の運営につきましては、高い水準を持って保育士、保育の現状、維持向上させていただいてるところだと認識しています。それがこの公立の保育所の役目だと考えています。

私立になりますと、それぞれ法人にもよると思いますが、公立じゃないよさというか、公立では

埋められなかったよさで、それぞれの特色のある保育が、展開されると認識しています。

公立でできることプラスアルファで、私立の方がさらなる保育所の立場としての役割を果たしていただきたいということで、実施方針に挙げさせていただいています。

Q27 そのよさってというのは、これから募集をかけて、そこで見極めるときに、こういうよさがあるんだという選定の一つの選考基準というかそういうのに入ってくるっていうのが、そのよさという意味ととらえていいですか。

A27 おっしゃる通りです。

Q28 2つ目の異動っていうのは例えば小学校や中学校、私立の学校もあると思いますが、そういうところは、ずっと先生が同じ学校に見えるっていうイメージでいましたので、公立の小学校だったら異動があるっていうのも十分わかりますが、例えば民営化された時に、ずっとそこにいていただき、例えばお兄ちゃんもみてもらったし、弟もみてもらえるとそれはそれでありがたいなっていうのもありますし、ずっとそこにいる先生みたいなこともありえるのかなと思います。そういう質問をしましたが、そういうことも考えられますか。

A28 確かに私立の学校とかだとその私立で雇われ、働いてみえるので、そのままずっといらっしゃる先生方もいると思います。現在ひので保育所の方は、愛育学園っていうところで認定こども園として今やっています。そちらも法人です。でもう2ヶ所、別に園を持って運営されてみえますので、異動の可能性もゼロではないと思います。

Q29 その法人の中での異動というのは、あり得るわけですか。

A29 系列ですので、今ですと3園ですが、その3園内での異動はあり得ます。

運営上の話になりますし、そのほか保育士ではなく、預かっているお子さんの数などでも多少の保育士さんの流動はあると思います。

お子さんの状況によって、加配を必要とするかどうかという部分もありますので、法人の中での移動は可能性としてはあり得ると思います。



Q30 今1歳児でお世話なっていますが、民営化実施のスケジュールで、2ページの下で実際今お話を聞いて今年度から、ひのではばたきこども園っていうのは、実際同じような形で、認定こども園になりましたよって話だったと思います。大体スケジュール感はこんなような形で、要は同じような形で進められるのでしょうか。お話の中で、これから移管法人とかは、6月の議会とかで、当然議決をもらってから進めていくというお話しですが、どこがやるか決まっていなくて、何か大丈夫なのかと思います。

そこら辺の何かイメージがあんまりついてないっていうのが一つです。

これも当たり前かもしれないですが、基本的には今1歳なので、多分どうしてもこの移行のスケジュールになると、少なからず1年間とか、要は、認定こども園になった時の、このかぶる時とかが発生してくるかと思いますが、基本的には今、弥生保育所にいる方はそのまま入るイメージというか、選択するというか、そういうわけではなくて基本はこう入っていくっていうようなイメージでいいですか。

A30 まずスケジュールですが、ひので保育所の場合でいきますと、民営化実施の4年前からということで今お示しさせていただいたスケジュールと同様な形で、進めさせていただいています。

議会の承認を得てからですので、まだそこは6月議会で最終的には議決をいただいておりますので、これからですが、議決後に、先ほどおっしゃった通り実施していくところです。

また、移管法人につきましては、今後公募の方を進めて参りますが、今こういうところがあるというようなお話はありません。

実績としまして、以前は選定前の段階では4者ほどお話をいただきましたので、今回もそれぐらいあればと考えています。

もう一つは、今現在1歳のお子様ということで、その民営化のタイミングとなると4歳児になります。

そのまま入っていただくと一番子どもさんの環境としては望ましいと思いますし、我々の予定としましては、そのようにすべてのお子さんを受け入れることができる実績のある法人を選定の基準に設けさせていただきます。

Q31 色々これから多分進めていく中で先ほどご説明があった通り、説明会とか三者協議会とかあると思いますので、その中でも話があると思いますが、やっぱりどこまでいってもやってみないとわからないところがあって親としてはやっぱりこう、何かしら環境が変わることにやっぱり不安みたいところは、どうしても出てきてしまいますので、要望というか、今年度だって多分同じような不安を抱えた保護者がいるのかなと思います。

なんかそういうメリット、デメリットじゃないですけど、大丈夫かなと不安な気持ちを抱えたけど、実際こうなってよかったみたいな、あんまり心配することないんだよみたいな意見が聴ける場があったらいいと思いました。これは要望です。

A31 今実際保育が始まっていますが、我々も何回か足を運んで、現状がどう運営されているかというのは確認しているところです。

そんな中で、法人の先生の方からは、保護者から保育士さんの雰囲気も明るいとの声も聞いていると確認しました。ご要望も受け止めながら、誠心誠意進めて参ります。

Q32 スケジュールのところで1点気になった点がありまして、多分6月議会にかけて、公募して、今年度中に引き継ぐところが決まるのかとは思いますが。その決まったというお知らせは広報とか、議会だよりは多分弥富市はあると思うので、それを見ればいいのか、「すぐーる」とか、アプリが導入されていますので、そこでここに決まりましたというお知らせが来るのかどうかという点と、あと民営化された後に、多分弥生保育園さんが今一番低月齢から、お子さんを預けることができたと思いますが、公立の保育園でそれを引き継ぐところが新たに出てくるのかっていうのがちょっと気になりました。

A32 選定が行われた場合の公表、報告につきましては、「すぐーる」での配信も可能かと思えますし、広報ももちろんですが、ホームページの方も、選定結果をアップしていきたいと考えています。

低年齢に関しましては、そのようなことを条件として、弥生保育所の方で預かれるように、選定条件とさせていただきます。

Q33 弥生保育所の選定事項としても載せるってことですが、公立の保育園に今でも満4ヶ月、3ヶ月から弥生保育所で預けられると思いますが、民営化になるとそこから預けられる公立がなくなると思います。

違う公立の保育園が3ヶ月から預けられるようになるのかというのがちょっと気になりました。

A33 その件に関しましては、改めて検討させていただきたいと思います。



Q34 1点目ですが、今現状この弥生保育所に通っている方っていうのは、お住まいの地域に合わせて、一番近いところの保育所っていう方が多いと思います。

入所の希望を出すときに、第1から第3まで確かあって、そこにおうちから近いところだったりと職場の関係とかで希望を出したと思います。

もし、こちらが民営化になったときに、令和10年度に入所したいというお子さんがいる家庭もたくさんあると思いますが、その場合に、今までだと保育所は自分の居住地域に合わせて、第1から第3まで書いてくださいっていうのがあって、例えばですが、私がもし令和10年度に子どもを預けるにあたって、弥生、今までだったらお兄ちゃんお姉ちゃんは、弥生保育所でお世話になってきたんだけど、ちょっと民営化されて不安だから、今まで通り弥富市がやっている保育所の方に預けたいよってなった時に、住まいの学区内に一応西部保育所がありますので、その場合例えば西部保育所を第1希望、2番目に近い白鳥保育所や桜保育所を第2希望っていうふうに出して、保育所の願書を出すことが可能なのかというのが1点目です。

2点目ですが、先ほどのご説明の中で、近隣の地域の保育所がだんだん民営化されていますっていうお話があったと思いますが、弥富市も最終的には、保育所事業はもう民営化にしていくのかっていうことが知りたいです。

今すぐってことではなくて、長い目で、そうなった場合に、3点目ですが、そうなった場合に、築浅の建物である弥生保育所が、そのいろんな負担を考えて選ばれたってお話だったのですが、そうすると次に選ばれるのは白鳥保育所なのかどうなのかということが知りたいです。

A34 第1希望から第3希望について、学区外でも申込みをしていただけます。ただし、判定基準については、今後民営化に伴ってこれからまた改定になっていくところがありますのでそちらの回答は今回控えさせていただきますが、第1希望から第3希望については、勤務先が近いよとか、ご実家が近くておじいちゃん、おばあちゃんが迎えに行きやすいから、引っ越し予定があるよっていうところで、学区外を希望されてみえる方もこれまでもみえますので、そちらは書いていただくことができます。

続いて、二つ目の今後全部の保育所を民営化していくのかというお話ですが、今方針として、学区に一つは公立保育所は残すという方針ですので、今のところではこの弥生保育所の民営化で終わります。

Q35 今使っているカバンや服は、そのまま継続して使っていくことができますか。

A35 使っていただけます。

Q36 11 ページの下のスライドで、この個々の理念に基づいた保育サービスの展開が期待され、特色のある保育内容は可能となりますとありますが、これについて、現在弥生保育所で実施されている行事とかイベントに、プラスアルファで、さらに追加で行われるという認識であっていますか。

A36 ひのではばたきこども園の例でいきますと、行事は同じように引き継いでいただいて、さらに、保育参観みたいな親御さんに見ていただく機会とか、給食の保護者の方の試食会などがプラスアルファされてくるということで、基本は現状の行事を引き継いでいただき、やる方法に対して多少変わるかもわかりませんが、行事は引き継いでいただくということになっています。

3 お知らせ

- (1) 弥富市立弥生保育所の民営化に伴う「弥富市立保育所条例の一部を改正する条例案」につきましては、6月27日の本会議において、原案可決となりましたので、ご報告させていただきます。
今後は、移管法人の公募の準備を進めて参ります。
- (2) 弥生保育所民営化に関する保護者アンケートの結果につきましては、本日から市のホームページに掲載しますので、ご覧ください。
- (3) 弥富市立ひので保育所の民営化に向けた取組内容（保護者説明会、三者協議会の内容等）につきましては、市のホームページに掲載していますので、そちらもご覧ください。

問い合わせ先

弥富市役所健康福祉部児童課 保育グループ
TEL 0567-65-1111 / FAX 0567-65-6455
MAIL hoiku@city.yatomi.lg.jp

